

現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事請負契約約款第10条第3項の規定を適用する場合において、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、現場代理人の兼務に関する事務取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 本組合が発注する、請負代金額が2,500万円未満の工事で、次の条件を全て満たす場合に現場代理人を2件まで兼務することができる。

- (1) 既に契約を締結している工事の請負代金額が2,500万円未満であること。
- (2) 現在、他の工事において現場代理人の兼務をしていないこと。
- (3) 災害復旧工事等の緊急性を要する工事で、常駐義務を緩和することが適当でないものとして、仕様書等により兼務を禁じていないこと。

(事務手続)

第3条 現場代理人の兼務を行う場合は、受注者が兼務を希望する工事について、工事を所管する部署の長（以下「工事担当課長」という。）に対し、次に掲げる届出を行うものとする。

(1) 契約締結時の書類

ア 受注者は、現場代理人の兼務を希望する工事の契約を締結する場合、契約締結時に主任技術者等選任通知書に加えて、別記第1号様式による現場代理人兼務届を提出しなければならない。

イ アによる届出後速やかに、既に契約締結している工事の工事担当課長あてに別記第1号様式による現場代理人兼務届を提出しなければならない。ただし、添付書類については不要とする。

(2) 兼務の解除及び変更について

ア 兼務している工事の一方が竣工（本組合へ引渡後）した場合等、現場代理人を兼務する必要がなくなったときは、契約継続中の工事担当課長あてに別記第2号様式による現場代理人解除届を提出しなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合は、兼務をしている双方の工事担当課長あてに別記第3号様式による現場代理人変更届を提出しなければならない。

- (ア) 設計変更等により、一方の工事の請負代金額が2,500万円以上となったとき。
- (イ) 病気、死亡、退職等特別な場合で、工事担当課長がやむを得ないと認めたとき。

(兼務の解除)

第4条 現場代理人の兼務を認めた工事で、現場の管理体制に不備や事故が発生し

た場合は、直ちに兼務を解除するものとする。

(現場代理人の責務)

第5条 現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事しているときであっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。